

# 【重要】JICA コンサルタント等契約（業務実施契約）案件公示の応募受付方法 変更に関するご案内

2024年8月1日  
国際協力機構 国際協力調達部  
PARTNER 事務局

独立行政法人国際協力機構（以降、JICA）におけるコンサルタント等契約（業務実施契約）の公示にかかる応募受付は、これまで電子メールやファイル共有サーバ（GIGAPOD）を通じて受け付けておりましたが、2024年10月よりPARTNERでの受付に変更される予定です。

つきましては、変更内容及び応募手順の概要について、下記のとおりお知らせいたします。

コンサルタント等契約全般に関する情報や制度変更に係るお知らせは [こちら](#) からご確認ください。

## 1. 概要

- 対象となる契約：2024年10月1日(火)以降に公示されるコンサルタント等契約案件
- 対象となる手続き：資料配布依頼やプロポーザル提出等、本契約への応札に係る諸手続き  
※一部を除く（詳細は上記のリンクよりご確認ください）
- 応募受付開始日：2024年10月1日(火)

## 2. PARTNERでの応募手順

PARTNERでのコンサルタント等契約応募方法は以下のとおりです。

より詳細な手順については、9月頃を目途に画面のイメージと合わせて再度ご案内いたします。

**（★印が付いた手順は改定日以降ご対応ください。）**

### <個人の皆さま>

#### ① 応募会員での登録

PARTNERにおけるコンサルタント等契約は応募会員の皆さまのみ応募いただくことが可能です。

つきましては、PARTNERサイトへの個人会員登録完了後、マイページ上の<登録内容の確認/更新>よりキャリア情報等の登録をお願いいたします。

#### ② コンサルタント等契約への応募、及び参考書類のダウンロード ★

応募会員の皆さまのマイページ上に、コンサルタント等契約応募用のメニューが表示されるようになります。画面上で対象案件の選択や業者番号入力、プロポーザル等の資料提出を実施してください。

但し、個人コンサルタントの方の競争参加資格確認申請書については、改定日以降も引き続き電子メールにてご提出ください。

応募画面での対象案件選択後、案件に関連する参考書類をダウンロードすることができます。

### <団体・企業の皆さま>

#### ① PARTNERへの団体登録

【新規団体登録と代理登録について】

団体の皆さまがPARTNERの利用するためには団体登録審査を実施いただく必要があります。

但し、今般の改定に伴い希望する団体についてはPARTNERにて代理登録を実施いたします。既にJICAへの団体情報の登録が完了した団体の皆さまは、8月1日に [JICA ホームページ](#)にて発出されたお知らせ「[コンサルタント等契約（業務実施契約）案件公示の応募受付方法変更に伴うPARTNER代理団体登録受付について](#)」に記載の内容をご確認いただき、期日までに代理登録申請を実施いただくようお願いいたします。

※団体の皆さまご自身での利用登録も可能です。

尚、代理登録にあたり一部の項目に任意の値を設定させていただくことがあります。団体の皆さまにおかれましては、登録完了後にご自身の登録内容をご確認いただき、正しい情報への修正を実施いただくようお願いいたします。

### 【同一団体での複数アカウント（サブアカウント）発行について】

PARTNERにおいて、同一名称での団体登録は一件までとさせていただきます。

※ご自身の団体の登録有無は [こちら](#) からご確認ください

すでに登録いただいているアカウントの所有者と業務実施契約への応募者が登録されているメールアドレス等を共有できない場合、PARTNERサイトへ登録いただいているアカウントにて④サブアカウントの作成を実施いただくようお願いいたします。

当該機能は9月頃を目途に利用方法をご案内します。

#### ② 業務実施契約応募機能の利用申請

団体登録完了後、マイページ上の<登録内容の確認/更新>より応募機能の利用を「希望する」の選択、及びJICAへ登録されている業者番号（Gから始まる9桁の値）をご入力ください。

入力内容を事務局にて照会した上で、応募機能の利用権限を付与いたします。

※代理登録申請にて登録された団体の皆さまは、本手順を実施いただく必要はございません

※当該機能は9月後半より利用可能となる予定です

#### ③ コンサルタント等契約への応募、及び参考書類のダウンロード ★

権限の付与後、マイページ上にコンサルタント等契約応募用のメニューが表示されるようになります。画面上で対象案件の選択やプロポーザル等の資料提出を実施してください。

応募画面での対象案件選択後、案件に関連する参考書類をダウンロードすることができます。

#### ④ サブアカウントの作成 ★

同一団体に紐づく、コンサルタント等契約への応募機能のみ利用可能な専用のサブアカウント（仮称）を作成いただくことができます。

マイページ上の<業務実施契約団体メンバー追加・管理>より、対象のメールアドレスをご入力いただき、アカウントの新規作成を実施いただくようお願いいたします。

### 3. PARTNER 利用規約の変更について

上記の改定に伴い、PARTNERの利用規約を一部変更いたします。

具体的な変更内容は9月頃を目途にご案内いたします。

### 4. お問い合わせ先

#### JICA 国際協力調達部

制度、手続き等に関する問合せはこちら

メール：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

問合せ対象案件 公示ページ：[業務実施契約](#)、[業務実施契約（単独型）](#)

#### PARTNER 事務局

PARTNER 利用登録等に関する問合せはこちら

対応時間：平日 9：30～17：45

お問い合わせフォーム：<https://partner.jica.go.jp/Inquiry/Input>